

## 平成30年度白井市生涯学習推進委員会 臨時会議

1. 開催日時 平成30年9月26日（水） 午前10時から正午まで
2. 開催場所 白井市役所東庁舎 1階 会議室101
3. 出席者 越村委員長、田代副委員長、野澤委員、坂井委員、清水委員、近藤委員、中嶋委員、吉弘委員、笠原委員
4. 欠席者 佐々木猛委員、田内委員、工藤委員、比屋根委員、鈴木委員、佐々木重孝委員
5. 事務局 石戸課長、青木主査補、岩立主査補
6. 傍聴者 2人
7. 議題 ①白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の見直しについて（公開）  
②その他  
・生涯学習推進委員会の職務について（公開）

### 8. 議 事

（事務局）

委員の皆様、本日は、お忙しい中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

ただいまから白井市生涯学習推進委員会臨時会議を開催します

はじめに、会議の成立についてですが、本日の出席者は委員15名中、9名の参加となり、過半数を超えておりますので本日の会議が成立することを報告します。

また、白井市審議会等の会議の公開に関する指針の規定に基づき、本会議の公開で開催されることとなりますのでご承知おきください。

それでは、ここからの議事については白井市附属機関条例第6条第1項で委員長が会議の議長となると定められております。

それでは、委員長、議事についてよろしく申し上げます。

（委員長）

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、生涯学習推進委員会の臨時会議にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。前回の会議が7月11日で、西日本豪雨の直後だったと記憶しておりますけれども、その会議が終わりましてからは、本当に記録的な猛暑続きました。また、9月に入れば、今度は台風21号、そして北海道地震と、災害続きの大変な夏でした。まずは、被災された皆様に対して心からお見舞いを申し上げます。

幸いなことに、白井市の方では、それほど大きな被害というのはなかったのではないかと思いますけれども、この夏の災害を目の当たりにしましても、やはり私たち市民がきちんと防災意識を高めていくということが大事だと感じました。

また、同時に、地域力が問われているのではないかと、そのようにも感じた次第です。被

災して、いざというときにこそ、地域の人たちつながりというものがとても大きな力になる、そのことを改めて実感いたしました。

生涯学習推進委員会としましても、もちろん防災に限った話ではありませんが、地域のつながりや地域力を高めていくにはどうすればよいのか、といった視点を根底に持ちながら議論を進めていくことが必要だと考えております。

この委員会は、今年7月に発足したばかりで、まだまだ試行錯誤の状態ではございますが、本日は、委員会の基本的な役割や、今後の進め方などについても、事務局のほうから具体的なご提案がございます。委員会としての今後の方向性を固めていく上でも、とても重要な臨時会議になろうかと思っておりますので、本日もご忌憚のないご意見をお寄せいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って、早速、議題に入りたいと思います。

まず、1点目の議題は、白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の見直しについてです。まずは事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(事務局)

はじめに、「白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の見直しについて」という表題の資料をご覧ください。

規程の見直しの説明を行う前に、まず委員の皆様には「社会教育関係団体」について説明させていただきます。

社会教育関係団体とは、本日席に資料として置かしていただきましたが、社会教育法第10条に「この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と規定しています。

もう少し噛み砕いて言いますと、学習や文化、スポーツなど社会教育に関する事業を主な目的としており、自主的な運営をしながら活動している団体で、自らの活動ばかりでなく、その活動を地域文化・スポーツの向上につなげ、地域の生涯学習、社会教育の推進に積極的に関わりあう団体ととらえていただければとおもいます。

「例」にも記載させていただいておりますが、私塾や教室は「講師や先生が主体」ですが、社会教育関係団体は、会員全員でさまざまなことを行っていく「会員主体」となっています。

たとえば、講師が代表者になっていて自ら率先して会員を集めているのは「講師主体」なので教室や塾、会員が代表者となり講師を話し合いで決め、会を運営するのも会員で行う「会員主体」が社会教育関係団体と捉えていただければと思います。

次に、先の説明で「社会教育に関する事業を主な目的」とありましたが、その「社会教育に関する事業」について、どのようなものかということ、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域を良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活

動、また、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動のことを言います。

活動は、団体の会員同士での身内のみで行われるものではなく、会員以外の人にも広く公開されていることが重要になってきます。

次に、白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の見直しに至った経緯について説明いたします。

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程については、昭和57年に制定され、数回の改正を得て現在に至っています。

現状についてですが、本市の社会教育関係団体の認定は、公民館やコミュニティ施設を主に利用している団体を中心に認定しており、第1回の会議の際に委員の皆様にも一覧にてお渡ししておりますが、平成30年度の前期申請団体については、99団体が認定されております。この10月1日から後期の申請が開始されるところです。

課題や現状についてですが、まず、市の社会教育関係団体の制度が形ばかりのものとなってきてしまっており、申請書をチェックする際にも規程と照らし合わせたり、再度団体に内容の確認をしたりと確認作業が年々膨大になってきています。また、現在の規程では「どのような団体」という団体の性格が曖昧になっている状況です。

また、「社会奉仕活動」についても明確性が無く、自分たちの定期的に行っている活動を地域へ還元する機会を積極的に行っている団体と一部の団体の「施設使用料の減免」という市の支援のみを期待したと思われる団体との活動の差が生じてきており、本来の多種多様な社会教育関係団体の活性化に向けた育成支援としての認定制度となっていない状況となってきています。

現在、社会教育関係団体に認定された場合、市内の公民館やコミュニティ施設の部屋の料金が一部の部屋をのぞき50%減免されておりますが、市では、統一的に使用料・手数料の見直しや減免制度について現在見直しを行っており、その中で、社会教育関係団体の育成支援の在り方や社会教育関係団体の公益性などについても見直しが必要ではないかという意見も生じてきています。

このようなことから、まず、社会教育関係団体の公益性を明らかにするとともに、育成支援方策を見直し、かつ認定制度の事務の効率化や手続きの簡素化などを図りながら、各団体の活性化と市民サービスの向上を目指すため、規程の見直しが必要となり、今回委員の皆様にも新規案についてご意見をいただきたいと思っております。

参考までに。市が考える公益性について、資料に記載させていただいておりますのでご確認ください。

今回の主な変更点についてですが、1「団体の性格の明確化」です。

現行の規程には、団体については「どういうものか」という明確なものがなく、基準判断については審査する者により曖昧なものになっていた部分が多かったので、「社会教

育に関する事業を継続的かつ計画的に行うとともに、地域参加及び社会に還元される活動を行う公益性のある団体」と団体の性格を明確にしました。

次に、2「認定要件の明確化」です。

認定要件については、現行の規程よりさらに明確にしています。

次に、3「認定期間の延長及び情報の公開」です。

認定期間については、団体の性格や認定要件を明確化にし、現在の1年間から3年間に延長しました。

また、社会教育関係団体は広く開かれた団体であることから、市ホームページ等で必要な情報を踏まえ団体の公表を行うことを追加しています。

最後に、4「報告の義務化」です。

認定期間を3年間に変更することから、教育委員会として申請されている活動がしっかりと行われているか確認を行うために、報告書の提出を義務化します。

今後の予定ですが、本日の委員会での意見を踏まえ最終的に規程を速やかに整えた後、来年度の申請から該当するように事務を進めていく予定です。

また、今までは手引きなどが無かったため、社会教育関係団体の申請に伴う市としての手引きをしっかりと作成をすることとします。

以上で説明を終了いたします。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して、ご質問でもご意見でも構いませんので、何かございませんでしょうか。

(委員)

いいですか。ちょっと教えていただきたいのですが、1ページ目の例の社会教育関係団体と私塾・教室の差異の中で、上から二つ目の会計は会員の互選により決め、会の運営費の内容云々とあるのですが、会計を会員の互選で決めるというのは、会長を会員の互選でということでしょうか。

(委員長)

会長の間違いでしょうか。

(事務局)

失礼いたしました。会計と書いてありますけれども会長の間違いです。資料の例の中の表の社会教育関係団体というところの2番目で、会計と書いてあるところです。訂正をお願いします。

(委員長)

素朴な疑問でも結構ですので、どんどん出していただいて、みんなで共通理解を図りながら、規定の見直しについて議論したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

今回のこの変更点についての一番の大きな動機というのは、先ほど、三つ四つあったと思うのですが、前回と変わった大きな点というのが、(2)の認定要件の明確化とありますね。これは前のいろんな条例といたしますか、それを見ると、確かにほとんどない、はっきりしたものが無いというのがあったのですが、これについての理由といたしますか、どうしてこの認定要件の明確化が前回と大きく。私、感じるには、この活動の差といたしますか、認定の現状についてのこれも一つの原因だと思うのですけれども、ほかに何か理由というのがありますか。かなり今回は具体的なわかりやすいポイントはついていると思うのですが、前の規約とかなり変わっていますよね。この辺の何か理由はあるのでしょうか。

(委員長)

事前に送付されてきた資料の中で、規程の新旧対応表がございます。そこに記載されているとおり、改正案では第3条が認定の要件になっておりまして、現行の規程では第2条が認定の要件なのですが、今、委員がご質問されたのは、改正後、認定の要件が厳格化されているということで、その理由は何かということでした。事務局の方、いかがでしょうか。

(事務局)

今回、認定の要件を明確にさせていただいた大きな理由としては、まず、団体の性格の中のところの第2条のところをごらんいただきたいのですが、公益性のある団体とすると今回入れさせていただいたところが、一つの根拠となっております。そのためには、やはり要件をもう少し明確化しておかないと、どういった団体がということが、今の現行のところだと曖昧になりつつあってしまっていて、審査のところでも本当にこれがこのままでいいのか、もうちょっと明確な要件のチェックがないのですかという意見がチェックするセンター側からあったのと、あと、やはりどういうものが認定の要件かというのが目に見えたほうが、皆さん、申請しやすくなるのではないかとということもありません。今回、認定の要件というものを明確にさせていただいたところもあります。

(委員)

その趣旨はよく理解できました。それで問題は、この要件をパスするための審査というのですか、この審査の権限といたしますか、それを最終的にどういう形で行われるのでしょうか。

(委員長)

誰がどのように判断するかということですね。

(委員)

最終的に。もちろんその一端として我々もあるとは思いますが、当然、最終的な審査ってありますよね。それはどういう権限構造になっているのでしょうか。

(事務局)

申請書のほうにつきましては、教育委員会のほうにまず提出をしていただきまして、事務局がある生涯学習課のほうで、今日はまだ皆様に提示はしていませんが、これからちゃんとした規程が決まり次第、チェック表をつくらせていただきまして、そのチェック表をもとに生涯学習課のほうで審査をさせていただきます。その審査をもとに皆様のほうにご意見をいただいて、最終的には、そのご意見を踏まえた上で教育委員会が判断するという形になると思います。

(委員)

わかりました。これは最終的には、教育委員会が判断すると考えていいのですね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

私たち生涯学習推進委員会の意見もふまえて、最終的な判断は教育委員会が行うということですね。

(事務局)

はい。そうです。そちらにつきましては、資料の第5条のほうをごらんいただきたいのですが、教育委員会は認定申請があったときは、白井市生涯学習推進委員会の意見を受けて決定するものとするということになっておりますので、認定については、教育委員会で最終的には行う形になっております。

(委員)

わかりました。具体的には、その申請書の内容等よく知りたいと思いますね。その要件と判断基準になる事項が当然書いてあるわけですよ。そこがどうなっているのかですね。

(委員長)

申請書の様式については、作成中の段階ですか。

(事務局)

まだ案の状態、本日、皆さんから意見をいただいた上で最終的に決定し、後日、委員の皆様へ決定したものを郵送する予定にはしております。チェック表やそういった手引のほうも、準備ができ次第、皆様のほうにご提示をさせていただきたいと思っております。

(委員)

わかりました。

(委員長)

ほかにはいかがでしょうか。

(委員)

じゃあ一つだけ、活動に入る前に。実態の活動は割り切れないものが結構あるのね。我々もやっているものだから、ちょっと感じるのだけれども。確かに減免だけを目的として自分たちのサークルだけで楽しい思いをする。結局、これをやると減免もらえるよというところも確かにあるのだと思うのです。これは排除ではないけれども、税金を使って減免するわけだから、これを外すというのは賛成というか、当然だなと思うのだけれども。実態は、自分たちの活動をやりながら、ある程度公益的なものをしていくというのが実態なのだよ。その多さもいろいろあるかもしれない。年に何回やるかとか、何時間やるかとか。そういうこともやるのだけれども、ピタッといかないのが実態なものだから。この趣旨は大賛成ですけれども、そういった意味で、納得づくでこうやっていかないといけないかなというのは、一般論としては感じます。でも、そこの割り振りが、総合的な判断がずっと書いてあるけれども、さっきの誰が判断するのかという、そういった点というのは非常にファジーだから。ちょっとそこらだけ、うまくやるには納得性が大事だから、そこらだけちょっと一般論として。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

ちょっと済みません。具体的な。私、実際に自分がやっている団体が、認定の申請をしてやっているのですけれども、いつももらっているのですけれども。多くを知らないで、実際には私たちの感覚だと、最初認定を受けるときに、フェスタに参加すれば認定下りますよってというような言われ方をしていたのですね。でも、だんだん報告書の内容が厳しくなって、社会貢献の内容、そういうことも具体的に何をしたらかを書くようになってきて、自分の中の意識にも、貢献という形を具体的にじゃあどうするかということを考えるようになって。

私は着物の着つけをやっているのですけれども、そのときに講習会のお手伝い。講師だけが講師として携わるのではなくて、会員がその補佐をするという形で、そういう形。あと、フェスタ。あと、その利用施設の事業の中の着物モデルが必要なときの協力とか、そんなことをしてきて、一応、貢献度というのを意識してはいるのですけれども、実際にほかの団体で、本当に簡単に言うと、フェスタだけ参加している団体と、実際に社会貢献している、その具体的な例ですね。これから認定される団体が、今までこういうことをしてきたところならオーケーですよというような、ちょっと具体的なものを聞かせていただけると。

(事務局)

最初の説明の中にも、簡単になのですが触れさせていただいたのですが、今、委員からご指摘があったとおり、本当に1カ所、ピンポイントだけ今やればいいですよという

ことで、フェスタだったり、違う団体活動への参加だったりということでも一応、社会奉仕活動という形で今は表現させていただいているのですが、もちろんそこにご協力をしていただくことも重要だとは、もちろん行政としても思っておりますけれども、社会教育関係団体は、やはり地域になるべく継続的に積極的にかかわっていただければ、なおいいと思いますが、回数で判断というところはまた難しいところと考えております。

委員からも減免の話が出たのですけれども、本来、社会教育関係団体の規程の話と減免の話というのは全く別な話であって、社会教育関係団体の規程という内容で、まずは考えていただきたいところを事務局としてはお願いしたいと思っております。

やはりそこには積極的に地域にかかわっていただける、社会教育の推進に本当に寄与していただいている団体というのに対しては、市として、社会教育関係団体として公益性の活動をしていますねということで、では、市として地域への公益的活動が認められるので、施設使用料の半額減免の支援をしますよということがついてくるところが本当の流れだと、事務局としては考えております。

具体例にどれだけというのは、またここでなかなか言うのはちょっと難しい状況で、具体例が書ければ書きたいとは思っているのですけれども。委員の皆様回数などのご提案があればお聞きしたいのですが。

(委員長)

いまおっしゃった「回数」というのは、地域貢献を年間に何回やることが認定の要件として妥当なのかということですよ。

(事務局)

地域に貢献をするのに、フェスタ1回ではなくて、最低でも3回とかというのがあるのですかね。なかなかその回数で判断するというのも難しいところではあるので。1回であっても、すごく内容が濃いものであれば、それは社会教育関係団体として認定すべきものの内容でもあると思いますし、ただフェスタに10分間だけ出ただけというのは違うと思います。

しかしながら、その回数で判断というのもなかなか難しいかなというのは、事務局の中でも感じてはいるのです。皆様が考える、認定をしてもいいのではないかという基準が具体的にあれば、ご意見をいただくと参考にはできるのですが。

(委員長)

いかがでしょうか。

(委員)

私、1回これ、見直しの会議が市でありましたよね、利用団体を含めて。そのときに、本当にいろんなスポーツ団体とかあって、私が知らないような団体があって、子供たちを育成している団体とかもありますよね。だから、そういう貢献度というのですか、回数よりは内容ではないでしょうか。私は単純に自分の中で、フェスタに参加すれば一応

地域に還元している感覚でいたのですけれども、そういうところへ行ったときに、地域貢献、社会貢献というのは、うん？という感じがしたのですね。

なので、実際にいろんな団体があると思うのですけれども、今後の新しい認定条件を満たす、何というが、具体的に今ある団体で、こういうことをしている団体が、というようなものを聞いてみたいなと思ったのですよね。回数ではないと思います。

(事務局)

回数ではかるというのはなかなか難しい問題だと思いますけれども、一応、社会教育認定団体、社会教育という原点に立ち返りますと、意外と学校教育を除いた部分でのいわゆる教育的な活動というか、教育ということですから、人に教えるとか、要するに人材が生まれるということですよ。今、生涯学習がどんどん、どんどん広がっていく中で、市民でもいろんなことを学びたい、いろんな種類の。あと、今まであったものだけじゃなくて、いろんなものが出てきます。それを教えていただけるような人が、たくさん、そういう団体が出てくれば、非常に生涯学習がますます広がっていく形になりますので、そういう意味では、自分たちの中で、内輪の中で済ませているのではなくて、積極的にこういう市民のそういう学習意欲のある人に対して、大きく門戸を開いてどんどん教えてあげる。そういう活動を積極的に、そういうのを中心にしてやっていただくということだと思います。だから、回数だけでははかれない部分は確かにあるのですけれども、そういった意味で、そういう人材を生んでいく活動を積極的に組織として、目的として、目的にちゃんと据えてやっているかどうかというのも、やっぱり重要になってくるのだと思います。

(委員長)

済みません、進行役の私からも質問させていただいてよろしいですか。

今回、規程の見直しを図ることによって、かなり認定の基準が厳格化されるわけですよ。ちなみに、前回（7月）の生涯学習推進委員会では、今年度、99団体が認定されたという報告があったわけですが、もし現在の案のとおり規程の見直しがなされて、認定の基準が厳格化されたとしたら、今後、認定される社会教育関係団体の数は、どれくらいの数になってしまうのでしょうか。余り変わらないのか、大きく減ってしまうのか。

(事務局)

事務局として、率直に今の団体がどのくらい減るかというのが、減らないかも、この新規程に合わせて団体が変わってくれるかもしれませんし、そうではなくて、ああ、こんなに厳密になってしまうと、ちょっとうちは難しいなといって減ってしまうかもしれないし、何とも言えないところです。しかし、今の状態のままで、もし上がってきたとすると、大幅に減るとは思います。ただ、それはあくまでも、今の事務局で見ている申請書をもとに捉えているだけです。新たなこの規程案が出たときに、今認定されて

いる99の団体がどのように考えるかということによっては、減らない可能性もあるかなとは思うのです。

ただ、あとは、それが審査した場合に、その内容に合っているかというところが一番の問題かなとは思いますが、申請はまま全部上がってくる可能性が高いかと思えます。

(委員)

ちょっと見てみたのだけれども、その99団体の人数要件。10人以下はだめということになると、現状でいくと、もう34団体が認定資格を失っちゃうのです。少子化とか高齢化でだんだん人数って、ふえるどころか減る方向なので、3分の1は、もう10人要件だと権利がありませんという状況になってしまうと。これは中身を問う前に、人数、定員で切ってしまうというのは、ちょっと問題があるのではないかと。ハードルが高過ぎてしまうかなという感じがします。

(委員長)

10人という要件が、少しハードルが高いのではないかということですね。

(委員)

狙いは、要は減免目当てじゃなくて、公益性を本当にやっているのと。どれくらいの割合かは別として、公益性が担保されていますかというのが狙いだから、そこで落ちるのは、納得するのだけれども。公益性、どうも見ていると、公益性を保っているような活動内容が書いてあるところ。それが8人だともうだめというのはちょっと。さっき僕は納得性と言ったのだけれども、少し考えないといけないなど。意見ですけれども、10人はちょっと。この場合は、ハードルとしては下げたほうがいいのではないかなという意見です。

(委員)

私もそう思いました。10人というのは引っかけました。

(事務局)

前回、多分5人ぐらいでやったと思うのですけれども。一応、今回、案ということで10人にしましたのは、多分、継続的な活動、それから会員相互で運営していくことを考えますと、多分組織ということになりますと、会長さんがいて、副会長さんがいて、会計さん、最低3人はいると思います。3人が役員で、あと残り2人が一般の会員という形になりますと、組織の運営上、人員が全然変わらない、ほとんど変わらないという状況になるのかなと。そうすると、それで本当に継続的なだとか、会員相互になるので、やっぱり時々役員さんも変わったりする必要があるのではないかなと。そうすると5人だとちょっとどうなのかなということで、10人にしたということです。

(委員)

それは認定団体としての人数ですね。サークルが、ではないのですね。

(事務局)

そうです。サークルではないです。

(委員)

サークルが5人というのは。

(事務局)

サークルというか、今、公民館とかコミュニティセンターの施設を使用する際には、5人以上で、半数以上が白井市内の方としておりますけれども。ここで言っているのは、あくまでも社会教育関係団体の認定を受けるための人数であって、普通の一般的に、そういった認定は関係ない、ただサークル活動したいという団体は、5名以上でということになります。

(委員長)

そこは変わらないですね。

(事務局)

はい。それは変わらないです。

(委員)

私も、割と地域でサークルみたいなものをつくってやったりとかしているのですが、こういうところには全く登録はせずにやっているもので、センターの利用料とかは普通に払っています。センターのここでの話とは関係ないかもしれないのですが、センターの利用料というところの財源の確保というのも、各センターの運営に当たって必要なものだと思うのです。そういうところで、ただ、利用料の免除ということだけで登録というと、それは税金の無駄遣いということにもなると思いますし。

あともう一つ、今年からですか、市民活動支援課のほうで、市民活動団体みたいなので認定みたいなものもありましたよね。そっちのやったことによる条件とかメリットとか、前にちょっと見たのですが。まちサポも今はできて、そういうところの団体とこっちの社会教育関係団体というものを同じ市の中でも、全く共通性がとれていないのではないかなという気がします。その辺はどうなのでしょう。多分、やっていることとしては、そういうまちサポのほうの市民活動のほうの趣旨に合っている団体というのも、多分今、認定されている団体の中にすごくあると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(事務局)

その辺も含めて、もともとあった社会教育関係団体の認定にしようというのが今回の改正となります。現在みなし団体や社会教育関係団体と同等に扱う団体とか色々あります。それもいろんな課にまたがっています。例えば福祉系の団体。福祉活動をしている団体なんかも登録を前にしていたことがあったのですが、基本的には、社会教育とは少し変わるので、今回はその辺をはっきりさせましょうということなのです。減

免制度は減免制度で、別にまた行革のほうで進めておりまして、その辺は多分統一になると思いますので。ただ、その役割としては、ちゃんとしっかりと社会教育を展開してもらおうという意味で、これははっきりさせようということで、今回改正させていただきます。

(委員長)

ほかにはいかがでしょうか。

(委員)

いいですか。活動評価のお話が出ましたので、これはどこで話していいのかわかりませんでしたので、今その話が出たので、ちょっとお話しさせていただくのですが、補助金が出るわけですね。

(事務局)

この社会教育関係団体の認定をされた場合でも、認定されたからといって補助金が出るわけではありません。

(委員)

出る団体もあるわけですね。次に補助金のお話が出てきますけれども。

(事務局)

それは、ここの団体のところは、またちょっと別になります。

(委員)

別の話ですか。一切ないと、基本的には。

(事務局)

基本的にはないはずなのですが。

(委員)

そういう理解でいいわけですね。わかりました。

あと、4番の報告の義務化というのが、一番いろんなところにあるのですが、この報告の提出を義務化しますというのはごく当たり前のことかと思うのですが、これはどうなっているのでしょうか。書類審査で、はい、オーケーですよと。どういう。

(事務局)

最初に、認定を受けるためには、審査をする前に、事業計画とかそういったものを提出していただきます。皆様に、まだどういう書類を出してもらうかというふうに出していないのでイメージがわからないと思うのですが、今までは認定期間が1年間だけだったので、1年間のサイクルだけを見ていけばよかったのですが、今回から3年間ということで認定をしますので、きちんと1年間、1年間、社会教育的活動をしているかというところを出していただいた申請書等をもとに報告をきちんと照らし合わせて、やっているかというのを確認させていただくということで、義務化という形にさせていただきました。

(委員)

ちょっと勘違いしてしまっていて、団体に認定されるとメリットがあって、そのうちのメリットの一つが補助金のようなことだと思っていました。がんじがらめにするのがいいのかどうかよくわからないのですけれども、報告書の実績報告ですかね。それをどういう調査で担保しているのかという内容実績を。ふと思ったので、ここでお答えいただなくてもいいのですけれども。

(事務局)

先ほど、社会教育関係団体認定の規程のことと施設使用料の減免のことは切り離してくださいという話はしました。ただ、やはり今、社会教育関係団体も公益性のある団体ということで、施設使用料の半額減免というところに入ってくる予定になっております。そうなってくると、やはり市の税金を半額、市が担保するわけですから、しっかりと団体が活動をしっかりしているかチェックしないといけないところなので、今回、活動をしっかりやっているかというところのチェックをさせていただくために義務化にさせていただいているところです。

(委員長)

よろしいでしょうか。ほかに質問や意見はございませんか。

(委員)

3年にするというのは、公共と我々と、両方ともいいと思う。行政事務は簡素化できる。僕は毎年やっていたのだけれども、毎年やるのは大変で。毎回同じことをやらなくちゃいけない。だから両方のメリットがあって非常にいいと思います。ただ、3年やっていったらいいよじゃ、ちょっとやっぱりいけないので。この第3条ですか、右のページのケというやつだよ。事業計画、これは計画でしょう。実績というのは、今言った3年間の報告。社会奉仕活動が公益性というチェックがあって、これに欠けると失格だという意味では、具体的に実際に誰がやるかというのはないのだけれども、必要なチェックだと思います。

(委員長)

ほかにはいかがでしょうか。

(委員)

二つお伺いします。まず、変更する要件の中に、社会奉仕活動もしくは公益性というふうに今、結構議論になっているのですけれども。第3条の要件のところ、3号の中にダーッと赤で囲まれているのですけれども、その中に一切その単語が入っていないので。公益性もしくは社会公益活動でもいいのですけれども。一番の理由として、今、上がってきている割には要件に入っていない。

(委員長)

ご指摘のとおり第3条には公益性などの文言はありませんが、ひとつ前の第2条には、

そのことが明記されていますよね。それでも、要件として、あらためて明記する必要があるということでしょうか。

(委員)

書かなくてもいいのかなとは思ったのですけれども。

(委員)

第3条前文でいいのではないのでしょうか。

(委員)

前文でもいいのですけれども。

(委員長)

第2条の中で、「地域参加及び社会に還元される活動を行う公益性のある団体を認定する」ということを明記した上で、第3条の「認定の要件」が続きますので、重複になる可能性もあるということもふまえて、このことにつきましては、いま一度、事務局の方で再検討をお願いいたします。

(事務局)

はい。

(委員)

もう一つ。済みません、ちょっと自分も勉強不足なので。この規程は最終的な決定権は、教育委員会ですか。

(事務局)

はい。

(委員)

教育委員会議で決まる。

(事務局)

はい。教育委員会議で最終案を出します。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

当たり前のことなのですが、減免制度に対する厳格な要件というのは必要だと思うのです。お金のことであれなのですけれども、私は当然のことだと思うのですけれども。

ということは、ある大きな原因として、やっぱり市の財政の部分がかなりこういう厳格な、いろんな小さなことからやっていかなければいけないような状況が、いろんなところに出てきたと私は感じているのですが。でも、これは当たり前のことであって、いろいろ私も、この社会教育関係団体の人、二、三の人にも聞くと、残念ながら減免制度というのを一番の趣旨といいますか、利用する大きなものに行っているのですね。それはやはり、かなり本末転倒で、そういう人たちというのは、社会教育というものを考えて

いないですよ、実は。だから、その辺の厳格さをどう具体的にあらわしていくのか、どう公平に出ていくのか。ただ、この要件でかなりグレーゾーンというのは特にありますよね。特に積極的な部分で丸をつけるのはいいのですが、消極的な部分で、だめの部分ってありますね。今回新たに出ていますよね。だから、その辺の取り扱いというのが、非常に落とし穴になる可能性もありますので、減免制度、営利を目的とする活動とまでは拡大解釈しませんけれども、減免制度を利用するというのは、ある意味では営利を目的としているのですよ。ただでやることですから。そういう大きな捉え方もぜひ取り入れて、厳しさも。具体的にやるというのは非常に難しいですよ。難しいと思います、確かに。ただ、その辺もぜひ。具体的な要件というのは、非常に大切だと思います。ただ、限度がありますけれども、そこはぜひお願いしたいと思います。私たちもその辺、わかりやすい判断基準をつくっていくということをお願いしたいと思っています。

(委員長)

ほかにはよろしいでしょうか。

最後に、私から、少しだけ発言をさせていただきたいのですが。

先ほどの事務局からの説明の中で、社会教育関係団体として「継続的な活動を進めること」や「会員相互で運営していくこと」が大事だという指摘がございました。私も、同じように考えているのですが、やはり、社会教育関係団体というのは、認定するか、しないかにかかわらず、きちんと地域の人たちに開かれた、民主的な団体であるということが大切なのだと思います。仮に、5人なら5人の仲間であってしまっていて、「仲間に入りたい」「一緒に活動したい」という市民がいるのに門戸を閉ざしてしまう。そういう閉鎖的で私的な団体は、活動も先細りになりがちです。そうではなくて、「仲間に入りたい」「一緒に活動したい」という人がいたら、積極的に仲間に加えて、地域の中に学びの輪を広げていく。これこそが、社会教育関係団体の意義だと思いますし、公共性をもった社会教育関係団体の姿だと思います。

それと、もう1点。今年度は99団体が社会教育関係団体として認定されましたが、先ほどの事務局からの説明では、今後、大幅に減ってしまう可能性もあるということでした。ただ、もし仮に、認定を受けられなくなった団体が出てきたとしても、その団体がダメな団体であるということではない。とても大切な団体です。地域の中で、仲間と一緒に楽しく学習活動を行うことが、大きな生きがいを生み出していたり、地域のつながりをつくるきっかけにもなったりしているわけです。

目に見える形で積極的に地域貢献活動を行う団体に絞って、社会教育関係団体の認定を行っていくという方向で議論が進んでいるわけですが、それと同時に、規程の見直しによって認定を受けられなくなる可能性がある団体、公民館を利用しているような地域のサークル活動を、この先、どのようにサポートして、元気にしていくのかということも、しっかりと考えていかなければならないと思います。

済みません。個人的な意見を、好き勝手に申し上げてしまいました。

今回、社会教育関係団体の認定に関する規程の見直しについて提案があり、議論したわけですが、提案された方向性に対して、それほど反対意見はなかったように思います。私たち生涯学習推進委員会としては、おおむね方向性には賛成であるということによろしいでしょうか。とは言いましても、規程の改正案に対しては細かな部分で色々な懸念や意見も出されておりましたので、是非、事務局のほうで受け取っていただきまして、規程の見直しを進めていっていただければと思います。

(委員)

あと一つだけいいですか。

この新旧対照表の2ページ目の第9条、認定の取り消し等とあって、その中段に3と書いてあるのですけれども、認定の取り消しについて書いてあるのですね。これが、教育委員会は、これが主語だね。教育委員会は認定の取り消しがあったときに、この推進委員会に報告し、了承を得るものとするとして書いてあるのだけれども、了承はいらぬのでは。我々が了承しないと取り消せませんというのは、ちょっと。

(委員長)

決定権は、教育委員会の側にあるのですよね。

(委員)

認定をするときもそうですよね。我々の意見は聞くけれども、我々の了承なんかなくて当然。意見は我々言ってもいいけれども、決めるのは、教育委員会が責任をもって決めるのだから。

というのはないよね。認定のとき了承しないよね。それと同じで報告だけしてもらおうと。

(事務局)

では3番は、報告するものとするというような形に変えるということによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

社会教育関係団体の認定や認定の取り消しについては、生涯学習推進委員会にも報告をしていただき、何かあれば、この委員会でも意見は出す。でも、最終的な決定は教育委員会が責任をもって行う。このような整理でよろしいですね。

では続きまして、2点目の議題に移りたいと思います。生涯学習推進委員会の職務について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、その他の生涯学習推進委員会の職務についてというところで、生涯学習

推進委員会の職務について今後の進め方の方向性も踏まえて説明させていただきます。

委員の皆様のお手元にございます、生涯学習推進委員会の今後の進め方という表題の資料をご覧ください。

はじめに、今回の見直しの経緯ですが、第1回会議でも少し触れさせていただきましたが、教育委員会では、平成29年度に、生涯学習課に設置されている附属機関や各種委員会等について「初期の目的を達成し必要性が薄れたもの」、「形骸化し機能していないもの」、及び「機能の拡充を図るもの」、「今後の事業の実施に際し必要なもの」などの視点から各所管を超えて総合的かつ横断的に見直し、教育行政の推進にあたり、市民参加を考慮しながら、より機能的で実効性のある委員会等となるように見直しを行い、既設の「白井市社会教育委員」、「白井市公民館運営審議会」、「白井市文化センター運営協議会」を統合し、新たに生涯学習推進委員会を設置したところでございます。

ここで、それぞれの委員会の内容について簡単に説明をいたしますので、皆様に配布済みのそれぞれの委員会の設置根拠や職務について記載してある資料をご覧ください。

まず社会教育委員についてですが、根拠法令は社会教育法、設置については同法第15条第1項に「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。」となっており、設置義務はありません。

職務については記載のとおりですが、第13条に社会教育関係団体に補助金を支出する場合は意見を聴いて行わなければならないとなっております。

白井市では社会教育委員については、平成29年度までは社会教育法第15条第1項及び第18条の規定に基づき、「白井市社会教育委員に関する条例」が設置されておりました。併せて「白井市社会教育委員会議運営規則」も設置されておりました。

今回の委員会制度の見直しにより、平成29年度末をもって条例及び規則を廃止しました。

なお、第13条の社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合については、市の補助金全体を総括しているところにて審議等を行います。生涯学習推進委員会においても報告等を行ってまいります。

次に公民館運営審議会ですが、法令根拠は社会教育法、設置については同法第29条第1項に「公民館に公民館運営審議会を置くことができる。」となっており、設置の義務はありません。白井市の場合は、公民館が指定管理者となっているため、今まで公民館運営審議会は生涯学習課に置かれておりました。

白井市では公民館運営審議会については、「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例」に設置されておりました。

社会教育委員同様、今回の委員会制度見直しにより、平成29年度末をもって、条例から設置について削除しました。

次に白井市文化センター運営協議会ですが、法令根拠は特にありません。設置につい

ては、白井市文化センター設置条例に基づき、白井市文化センター運営協議会規則にて協議会について定めていました。

これらの委員会を統合し新たに「生涯学習推進委員会」を設置したところですが、法令根拠としては「生涯学習推進委員会」としては無い状況です。しかし、地方自治法地方自治法第138条の4第3項に普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審議会等をおくことができるようになっており、そのことにより、白井市附属機関条例にて「白井市生涯学習推進委員会」を設置し、担当する事務について定めているところです。

今までの委員会等との違いですが、一つ目は「社会教育」から「生涯学習」へということで、教育委員会が所管する生涯学習施策に限定せず、首長部局が所管する生涯学習関連施策も視野に入れながら、市の生涯学習施策について幅広く調査審議します。

二つ目は社会教育施設の運営ということで、民館や文化センター、学習等供用施設などの運営について調査審議することが新たに明確化されました。

三つ目として文化芸術団体の育成ということで、社会教育関係団体だけでなく、文化・芸能・芸術等の団体の育成に関する事項について新たに追加されました。

公民館における事業の企画実施に関することについては、公民館運営審議会の職務を引き続き担っています。

次に、本委員会に期待することですが、本委員会には幅広い分野から委員の皆様が集まっているため、さまざまな立場からの幅広い視野での意見を集約することができるものと思っております。また、市が実際行っている事業や支援をさらに向上させるための、提案や意見をいただくことができると期待しており、そのことで市全体の生涯学習の底上げができるものと考えております。

次に本委員会の担当する事務についてですが、第1回でも委員の方からも所管する事務についてご意見をいただいたところですが、本委員会が担当する事務は、多岐に渡り年2～3回の委員会で全てを調査・審議することは難しいと考えております。

そこで、担当する事務を踏まえながら、テーマを絞って調査・審議を行うことで考えています。

しかしながら、本委員会に毎年度審議を行っていただくものもありますので、そのことを踏まえつつ、今後の委員会運営を行っていきたいと考えております。

今回の会議の中で、委員の皆様から忌憚りの無い意見をいただいき、次回の会議の際に何らかの形で皆様にお示しし、審議等を行っていただければと考えております。

市が抱えている課題と生涯学習推進委員会が今期審議するテーマ等については、皆様に先にお配りしております資料を参考にいただければと思います。

また、委員会が毎年度行う審議についてもありますので、併せて審議等をお願いしたいと思っております。

市では、現在、第5次総合計画の前期実施計画のもとさまざまな事業を行っておりますが、前期実施計画が2020年までとなっており、来年度から新たに後期実施計画の内容の検討を始めることから、委員の皆様にもご意見をいただければと思っております。

以上で説明を終わります。

(委員長)

ありがとうございます。ただいま、この委員会の基本的な位置づけや、この委員会に期待されている役割についてご説明いただきました。また、白井市附属機関条例に規定されている本委員会の「担任する事務」は包括的で多岐にわたっているために、今期の委員会として、ある程度、テーマを絞って具体的に議論を進めていきたいという話もございました。

まずは、委員会の位置づけや、委員会に期待されている役割についての説明に対して、何かございますでしょうか。

(委員)

要は、具体的には、この課題についてテーマを絞って、どのくらいに絞られるのかわからないのですが、そのテーマに絞って、この生涯学習推進委員会がその解決に向けての討議をし、一応の結論を出す。そういうことを考えたらいいということですね。そのテーマを決めるには、どういうプロセスが必要なのですかね。

(委員長)

事務局としては、どのようにお考えでしょうか。

(事務局)

テーマにつきましては、本日皆様のほうから、今、本当に自分が生活している中で感じている生涯学習、社会教育に関してでもいいですし、意見をいただいた中で、その中で何かいいテーマがあれば、それについて考えていければなとも思っているのですが。こちらから出すというよりも、実際に皆様のほうから考えている課題等とかがあれば、それを私たちのほうで捉えさせていただいてからのほうがいいかなと思っはいるのですけれども。

基本的な役割として、例えば社会教育関係団体の育成とか、そういった基本的な部分でいろいろご意見をいただくということもあるのですけれども、社会教育、生涯学習自体、非常に広い分野にわたっておりまして、さまざまな課題等があつて、事務局のほうだけでは捉えられていないいろんな問題もあると思いますので、そのあたりに関しましては、いろいろな関係の皆様が集まっていますので、逆にこういったテーマもあるんじゃないかということで、それはアンケートか何かで、例えばうちのほうから、アンケートや意見とかを出していただいても構いませんので、そういったことについても、テーマの中には取り組みたい、入れていきたいとは思っております。

(委員長)

少し整理をしたいのですが。

会議資料の中に「生涯学習推進委員会の今後の進め方について」という文書がございますが、こちらの3ページに、年間の会議のイメージが書かれておりまして、主に二つの枠組みで議論を進めていくことになっています。

一つは、3年間の委嘱期間の中で、何らか具体的なテーマを設定して、そのテーマについて議論をかさねて、一定の見解をまとめて教育委員会に提示していくということ。もう一つは、「手続的に」と言ったら語弊があるかもしれませんが、例えば、団体の認定・取り消しや、公民館の事業計画・事業報告などについては、この委員会の定例的な議題であって、それについて意見を述べていくということです。

事務局より説明されたことは、こうした、二つの枠組みで委員会の議論を進めていくという理解でよろしいですね。

また、前者の委嘱期間内に行う議事。そのテーマについては、同じ資料の2ページに、「市が抱えている課題」ということで、いま、生涯学習課が直面しているような課題が列挙されているわけですが、これだけではなくて、ぜひ我々委員からも、こんなことを議論すべきではないかというものがあれば、それも出してもらってほしい。その上で、事務局の方で調整して、今期の委員会で議論する具体的なテーマを設定したいということかと思えます。

まだ曖昧な部分はあるかもしれませんが、皆さんも、この委員会の持ち方・進め方について、何となくでもご理解をいただきましたでしょうか。

ありがとうございます。

では、委員会の持ち方・進め方について、ある程度はイメージが共有されましたので、次に、今期の委員会では、どういったテーマを設定して議論を進めるかというところで話し合いたいと思うのですけれども。

いかがでしょうか。

繰り返しになるかもしれませんが、もう一度、「市として抱えている課題」について、簡単にご説明いただけないですか。

(事務局)

生涯学習推進委員会の今後の進め方の2ページ目の黒丸のところ、市が抱えている課題についてというところで、幾つか挙げさせていただいているところを簡単に説明させていただきます。

社会教育関係団体やサークル活動の育成というところですが、先ほどの認定団体の中でのお話の中でも、サークルの高齢化が進んでいってしまっていて、なかなか活動がうまくいっていない、若い人たちがどうしても入ってきてくれないという意見を聞いたりとかしています。あとは、どうしても働いている世代の方が、なかなかそういった社会教育

活動というところに入る機会がなかなかないというところで、サークル活動のほうも、お子さんがいれば、お子さんを通じたサークル活動というのはもちろんやっていたりとかするのですが、あくまでもご自身のというところでのサークル活動というところの育成がなかなか育っていないという現状があるところになります。

続きまして、地域の人材育成のところなのですけれども、こちらにつきましては、自治会の役員さんとか、いろいろ皆さん地域でやっている、感じているところもあると思うのですけれども、やはり何かやるとなると、決まった人がどうしても何役も抱えてしまっていて、新たな人材というのがなかなか出てきてくれない。本当はきっとやりたいと思っているのだろうけれども、そういった一歩踏み出すための機会がどうしてもないというところもあり、地域の人材がなかなか育ってきてくれないというところが課題としてあります。

あとは、学習の成果を地域社会に生かすことができる仕組みづくりというところなのですが、せっかく自分たちでいろいろやっているのですけれども、それを地域のほうに還元する機会というのが、そのつながりの場所がどうしてもないというところですね。みんな、単独でいろんなイベントをやっていたりとか、本当はそのイベントに、こういったサークルさんが行けばもっといいものができるのだろうというところがあると思うのですが、それを橋渡しするような場所も、なかなか仕組みづくりとしてないというところが、現状があります。

あとは、障害者のための生涯学習支援についてということで、障害がある人も、なかなか一般の人と一緒に参加できるという講座の開催は少ないというところで、今、文部科学省のほうからも、障害者のための生涯学習というところの支援を積極的に行うためにということで、いろいろ考えてくださいというところで地域のほうにも下りてきているところがございますので、そういったところも、市としてどうしていくかというところが課題としてあります。

あと、こちらは行政的な問題にはなってしまうのですが、各課が個々に実施しているさまざまな事業の関連性のある事業の連携ということで。例で言いますと、家庭教育に関することなのですが、家庭教育といいましても、私が最初の会議のときにパワーポイントで、生まれてから死ぬまで家庭教育が続くのですよという話をさせていただきましたが、やはり、生まれた年代ではこの課で、大体小学生ではこの課で、それ以降になるとこの課でというところで、それがばらばらになっていってしまっている。その関連性のある事業を市として、本来であればまとまってやっていかなければならないのかなという課題が今あるというところになっています。

主な市が抱えている課題についてというところ、このほかにももちろん大きな課題というのはあると思うのですが、余り課題ばかり出しても、課題だらけになってしまって皆さんわからなくなってしまうので、生涯学習課、社会教育絡みの中で抱えている課題とな

ると、こういうところが今、大きな課題のところになるかということで挙げさせていただきました。

(委員長)

ありがとうございます。今、ご説明いただいたようなことを踏まえて、テーマの例として、三つほど例示されているわけですが、いかがでしょうか。私たち委員としても、「市として抱えている課題」について共有・共感できるところも多々あるかと思えますし、また、まったく違う角度から、「こんなテーマも必要じゃないか」ということもあるかと思えます。

そういったことについて、ご意見をいただきたいのですが、突然のことで厳しいでしょうか。一、二分、時間をとりたいと思えますので、今期の委員会で、この先、議論していくべきテーマについて考えてみていただけたらと思えます。

素朴なことでも結構ですので、積極的にご発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

では、私から1つ、よろしいですか。「市として抱えている課題」ともつながってくることなのですか。

この先、白井市でも、少子高齢化や人口減少が進行して、私たち市民の生活も、また地域の姿も大きく変わっていくのではないかと感じています。そうした中で、地域づくりにつながる公民館事業や生涯学習事業がますます重要になってくると思うのですが、「地域づくりにつながる生涯学習」のようなことも議論すべきテーマではないかと思えます。

このような感じで、ご意見をいただければと思えますが、やはりすぐには難しいですよ。では、時間も限られておりますので、こうしましょう。提案ですが、議論すべきテーマについてお考えいただいて、思い浮かんだことがあったら、事務局まで、メールなり電話なりでお伝えいただくということにしてもよろしいですか。それで、事務局の方で、「委員から出されたテーマ案」と「市として直面している課題」をつき合わせて、今期の委員会として議論するテーマを調整していただく。そして、それを次回（第2回）の生涯学習推進委員会で提示していただくということでもよろしいでしょうか。

では、そのように進めたいと思えますので、是非、事務局までテーマ案をお寄せいただけたらと思えます。

(委員)

今後の討議の仕方なのですが、テーマを決めて、一つのテーマについてみんなで討議する、議論するということなのですか、一つのテーマで。そして、それが終わったら、また別のテーマに移るという。そういったことを考えているのですか。

(委員長)

そうです。先ほどもご説明があったとおり、毎年度、団体の認定、公民館の事業計画

等については議題になりますが、それ以外にも、今期の委員会として、3年間の中で何らかのテーマを設定し、そのテーマについて議論をしていく。そして、議論した結果を教育委員会に伝えて、可能であれば施策にも反映していただくというようなイメージですね。

(委員)

テーマについて、全員で討議する。

(委員長)

はい。近藤委員は、何か他のアイデアをお持ちですか。

(委員)

それはどのくらいの。3年間で、できるだけ。

(委員長)

はい。今回の私たち委員の任期は3年間です。また、年間の会議は2回ないし3回くが基本的なスタイルになるということですので、そういった回数も考慮しながら、その中で、できることを最大限にやっていくということになるかと思います。

今回、事務局からこういった提案、つまり、何らかのテーマを設定して議論をしたいという提案があったのは、条例上、生涯学習推進委員会として「担任する事務」が4点ほど規程されているわけですがけれども、それが余りに多岐にわたっているといいですか、幅広すぎるわけで、この4点について思い思いに意見を出し合っても、議論が噛み合わないのではないかなということもあるのだろうと思います。そこで、条例に規定された担当事務を前提にしながら、それに関連するより具体的なテーマを一つないしせいぜい二つくらい設定して、市民としての、委員としての意見をまとめて提示していくということがご提案されたのだと思うのですけれども。

(委員)

テーマの数にはこだわることはないですか。五つも六つもということはありませんかと思うのですよ。

(委員長)

どうですか。こだわる必要はありますか。

(事務局)

テーマの数はこだわる必要はないです。

(委員)

私の提案なのですが、今度、認定団体の新たな申請というのは、10月にやるのですか。

(事務局)

今度は来年の5月になります。10月は新しい規定ではなくて、今の規程のでやりますので、新しいやつは4月にならないと。来年度以降の話になってしまいます。

(委員)

そうですか。一つには、私、思いますのは、この生涯学習のもとになる活動の団体なわけですね、社会教育認定団体というのは。その認定団体に合わせた、例えば我々のこの課題ってありますよね。それがわかりやすい形で認定団体に、その趣旨とかこの活動の報告とか、それから実際、各種成果の仕組みとか、そういうのを画一的といえ画一的なのですが、そういうのを要件として書いてもらって、それに合わせた、どっちが先かわかりませんが、我々の考え方といいますか、わかりやすい、討議のしやすい、またその団体とも討議、同じ資料で討議しやすいような形も一つじゃないかなと思うのです。だから、その認定団体のための、何といても認定団体が一番わかりやすいですね。活動とか実際の社会への貢献とか。私たちのこの中では、理想論は話せても、実際の現場の社会教育は、どういうふうに関白井市の中で行われているということを見れば、社会教育認定団体の活動を見るのが一番わかりやすいと思うのです。それと合わせた格好の仕組みをまずこちらのほうで討議して、そのテーマを絞って、三つ四つテーマはあると思うのですけれども、そういうのを取り入れた認定団体の要件というのもいいんじゃないかなと思うのですけれども。今後、それをもとに集約した格好で、具体的に行政への答申、ここが諮問機関であるとするれば、答え方もより具体的にやっていけるのではないかという気がします。

つまり恐れているのは、我々がここでテーマを討議して、こういうテーマですということは、何らかの形でそれはできるでしょう、実際。でも、実際の現場で、社会教育が実際実施されているところではどう理解しているのか、どうやっているのかと、別になることが。

そもそも日本ってそうじゃないですか。別問題になるのも、私は恐れるのです。だから、できれば、現場という言葉は適切かどうかはわかりませんが、活動の場の団体とテーマを一緒にするという事は、もちろん難しいとは思いますが、我々と共有できるようなテーマづくりをむしろこちらでつくっていく。それはやっぱり仕組みとか、そういう社会教育の場をどう反映していくか、公益として反映していくかという、わかりやすい形にするための仕組みをこっちでつくって、そのときには、当然テーマというのは絞られてくると思うのですね。それは優先順位というのはあると思います、一番。そういうわかりやすい様式をやっていったらどうですかね。そうすると、今後もそれをもとに討議しやすい。3年後、4年後もわかるような気がしますけれども。現場ではこうなのだと。実際行われているかどうかはわからないけれども、じゃあわかるようにしましょうとか。私はそういう気がします。

(委員長)

ごめんなさい。ただいまの委員のご発言について、私自身がまだ咀嚼できていない部分もあるのですが、ここで何らかのテーマを決めたとしても、実際に地域で社会教育の

活動をしている市民の声をきちんと反映したものでなければ、地に足のついた議論にならないということですよね。

(委員)

ええ。そのためには、今回、認定団体という新しい規約ができたわけですから、それに乗せた形で、私たちのこの委員会で、テーマはこういう、この三つあるよと、今考えているのが。それをなるべく具体的に現場から吸収できるような仕組みのそれを要件。

(委員長)

「吸収」というのは、意見とか要望とかを吸い上げるということですか。

(委員)

はい。要件にしていくような格好にすれば、討議もしやすいし、答え方も具体的になるような気がするのですけれども。

(委員長)

委員からご提案されたのは、現在、社会教育関係団体の認定に関する規程を見直している時期でもあるので、「認定の要件について」のように、関連するようなテーマについて、地域で社会教育の活動をしている団体の方とも意見交換をしながら、どういう形が大事なのか、どうしていく必要があるのかを具体的に議論して、委員会としての意見を提示していくということでしょうか。

(委員)

はい。その要件にするような格好がわかると思うのですよ。要件にするから、当然真剣に、今度認定される団体は考えますよね。だから、そういう意味で共有していくと。現場と共有していくと。だから、ここだけの議論にしないで。

(委員長)

委員会の中だけの「机上の空論」にしないということですよ。

(委員)

はい。ともすれば、自由にしてしまいますでしょう。私はそう思います。

(委員長)

テーマにつきましては、今すぐに、この場で決められることではありませんので、今の委員からのご提案もふまえながら、事務局でもご検討いただいて、また私の方でも事務局と相談する機会をもつようにして、次回（第2回）の委員会のなかで、ご提示・ご提案できるように進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

では、最後に、事務連絡をお願いします。

～事務局より事務連絡～

(委員長)

ありがとうございます。では、我々委員の方からも、お知らせや情報提供はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、白井市生涯学習推進委員会の臨時会議を閉会とさせていただきます。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様、本日はお疲れさまでした。

今回の会議ですが、来年2月か3月を予定したいというふうに思っております。また日程が決まり次第、案内のほうは郵送させていただければと思っております。

それでは、本日はこれで解散とさせていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

●使用した資料

- ① 白井市社会教育関係団体の認定制度の見直しについて
- ② 生涯学習推進委員会の今後の進め方について